

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 1 回行田市地域密着型サービス運営委員会
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 2 日（火） 開会： 1 5 時 0 0 分・閉会： 1 6 時 0 0 分
開 催 場 所	行田市産業文化会館 第 2 会議室
出席者（委員） 氏 名	小池利昌委員 小暮福三委員 吉野智紀委員 江原弘一委員 古田和也委員 鴨田和彦委員
欠席者（委員） 氏 名	河本英敏委員 和田明委員 鈴木勝幸委員 大洞菜穂美委員
事 務 局	上村健康福祉部長 吉田高齢者福祉課長 佐久間主任 横田主任 新藤
会 議 内 容	委嘱状交付 正副委員長の選出 行田市地域密着型サービス運営委員会の概要 (1)本市の地域密着型サービスの整備方針について (2)地域密着型サービス事業者の公募について (3)その他 今後の委員会の開催について
会 議 資 料	（資料名・概要等） ・ 行田市地域密着型サービス運営委員会設置要綱 ・ 行田市の地域密着型サービスの整備方針について ・ 令和 6 年度地域密着型サービス事業者公募要項（案） ・ 指定候補事業者選定基準（サービス共通） ・ 提出書類一覧 ・ 様式（案）
そ の 他 必 要 事 項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局 市長 委員・事務局 事務局 委員 事務局 委員 副委員長 事務局	・開 会 ・委嘱状交付 ・あいさつ ・自己紹介 ・委員長及び副委員長の互選 次に委員長及び副委員長についてですが、本運営委員会設置要綱第 5 条第 1 項の規定により、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める」となっております。どなたか立候補される方あるいはご意見はございますでしょうか。 事務局一任 ただいま事務局一任の声がございましたので、事務局の案を発表させていただきたいと思います。 委員長は立正大学社会福祉学部の教員であり、高齢者施設が専門で、広い知見をお持ちということから大洞委員に、副委員長は 1 号被保険者の方代表ということで、小池委員にお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。 （拍手） それでは皆様に拍手をいただきましたので、本運営委員会の委員長に大洞委員を、副委員長に小池委員を互選しました。 それでは本来でしたら、大洞委員長にご挨拶をいただきたいところですが、本日は所用により欠席されておりますので、恐れ入りますが、小池副委員長に、前の席へご移動いただき、ご挨拶をいただきたいと存じます。 あいさつ ありがとうございます。それでは、要綱第 6 条第 1 項および第 5 条第 3 項に基づきまして、副委員長に議長をお願いしたいと存じます。

議 長	初めに、事務局より会議の公開非公開について説明をお願いいたします。
事 務 局	・ 会議の公開・非公開について 行田市附属機関等の会議の開催情報の提供及び行田市附属機関等の会議録の写し及び会議資料の公表の方法に関する要領に基づき、原則公表することとなっておりますので、会議は公開で行いたいと考えています。また、会議録は委員名を伏せて公開させていただきたい。
委 員	賛成
議 長	会議は公開、会議録は委員名を伏せて公開することに決定いたします。次に事務局より、「地域密着型サービス運営委員会の概要」について説明をお願いいたします。
事 務 局	介護保険制度も発足以来 25 年目を迎えております。本市では、運営委員会を設置し、行田市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第 2 条に掲げてある事項につきまして委員の皆様のご意見を頂戴しながら、地域密着型サービスの指定や、適正な事業運営の確保に努めてまいります。また、第 8 条に守秘義務があり、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととなっておりますので、ご留意いただきたいと思います。
議 長	それでは議事に入ります。初めに、議事の 1 番目、「本市の地域密着型サービスの整備方針」について事務局に説明をお願いいたします。
事 務 局	資料を基に、「本市の地域密着型サービスの整備方針」について説明 まず、現在の地域密着型サービスの整備状況ですけれども、認知症対応型共同生活介護が 3 ケ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が 2 ケ所、夜間対応型訪問介護が 1 ケ所、小規模多機能型居宅介護が 2 ケ所、通所介護が 8 ケ所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が 1 ケ所となっております。

続きまして本市の実情、課題等についてですが、本市では、高齢者数が令和 7 年をピークに減少に転じる一方、85 歳以上の介護サービスを必要とする方が、令和 22 年にかけて増え続け、逆に、生産年齢人口の減少が予測されております。そのため、需要と供給のバランスが悪化して、また介護人材の確保が困難となっている状況です。また、85 歳以上の人口が増加することで、医療と介護のニーズを必要とする高齢者が増加して、認知症高齢者数も年々増加しております。さらに、令和 5 年 8 月現在ですが、要介護認定者数のうち 2,386 人が、在宅の方で全体の 80.2%となっております。またさらに、市外の認知症対応サービス提供施設への利用希望者が増加傾向となっている状況です。

以上のような本市の現状を踏まえまして、サービス提供体制の方針ですが、③になりますけども、まず一つ目は、医療、介護、生活支援サービスのニーズを併せ持つ高齢者が地域で暮らしていくためには、居宅において介護および医療看護ケアサービスをスムーズに提供できるサービスが必要であることから、看護小規模多機能型居宅介護を令和 7 年度に、1 施設整備いたします。こちらの施設につきましては、資料の 2 枚目の紙にイメージ図を載せさせていただきましたけども、左側の通い泊まり訪問の小規模多機能型居宅介護のサービスに、右側の訪問看護を組み合わせた複合型のサービスとなります。看護と介護を必要に応じて組み合わせて、医療行為を含めた多様なサービスを利用者の方に提供することができます。退院後の在宅生活への移行や看取り期の支援、家族の介護負担軽減など利用者や家族のニーズに応じて、医療的なケアも含めた介護サービスを提供いたします。

次に、二つ目として、認知症の方および介護者が地域で暮らしながら、安心して日常生活を営むことができるようにするサー

議 長	ビスが必要であることから、認知症対応型通所介護を令和 7 年度に、同じく 1 施設整備いたします。こちらにつきましても、3 枚目に資料を載せさせていただきましたけども、この施設においては、認知症に特化したサービスを行います。また、基本的に少人数制で手厚い介護を行い、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行います。 以上で、簡単ですけども本市の地域密着型サービスの整備方針についての説明を終わりにいたします。 ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見がございますでしょうか。 （特に、意見なし。）
議 長 事 務 局	次に、議事の 2 番目、「地域密着型サービス事業者の公募」について、事務局より説明をお願いいたします。 資料を基に、「地域密着型サービス事業者の公募」について説明それでは、お手元にございます、令和 6 年度地域密着型サービス事業者公募要項（案）をごらんください。まず 1 公募の趣旨ですけども、行田市では、「第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づきまして、市内の地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）の整備を進めていきます。地域密着型サービスの整備につきましては、サービスの質の確保と地域バランスに配慮しまして、公平性、透明性、客観性を担保した手続きのもと、可能な限り、より良いサービスを市民の方に対して提供することが期待できる事業者を選定するために、公募により事業者を決定するものとなっています。 次に、公募対象事業等についてですけども、整備年度は令和 7 年度に整備いたします。次に募集対象サービスとしましては、①認知症対応型通所介護事業所、1 事業所を募集いたします。整備地域は市内全域です。さらに、②看護小規模多機能型居宅介

護事業所を、1事業所を募集いたします。整備地域は、市内全域です。

次に3ページをご覧ください。

3応募要件としましては、以下の9項目となります。こちらは、法令に基づく遵守事項であり、申請者は必ず要件を満たす必要があるものとなっております。

次に、4公募スケジュールですけれども、応募書類受付期間は、令和6年7月22日から8月30日を予定しています。質問受付期間は7月22日から7月31日となっています。質問回答期日は令和6年8月7日です。書類審査、プロポーザル審査は10月の上旬を予定しております。地域密着型サービス運営委員会の第2回目を10月の中旬に予定しております。このときに書類審査、プロポーザル審査の結果を報告する予定です。事業者への決定通知は10月を予定しております。

続きまして4ページをご覧ください。5質問の受付及び回答ですけれども、受付期間は先ほどご説明しました通り、令和6年7月22日から7月31日午後5時までとなっています。提出方法につきましては、質問票に必要事項を記載し、電子メールで提出していただきます。

6提出書類ですけれども、以下の通り21種類となっています。様式につきましては参考でお配りしておりますので、提出一覧をご覧ください。

続きまして5ページをお願いします。7応募の手続きですけれども、応募書類の提出期間は、こちらも先ほどご説明した通り7月22日午前9時から、8月30日午後5時までとなっています。提出先及び提出方法ですけれども、行田市高齢者福祉課介護保険担当へ持参していただきます。

続きまして6ページをお願いいたします。

下の方の9審査方法についてですけれども、書類審査とプレゼン

テーションによる審査を行います。実施日は 10 月上旬を予定しております。次に 7 ページをご覧ください。選定基準の着眼点についてですが、配布させていただいた資料に、議論いただきたい点という A4 の書類が 1 枚あると思います。こちらをご覧ください。議論いただきたい点の丸、一つ目の丸で応募要件こちらについては 3 ページでご説明いたしましたもので、申請者は必ず要件を満たさなければならないものとなっております。二つ目の選定基準の着眼点ですが、この表にあります評価内容は、行田市の条例や市独自の方針に基づく要件となっております。要件を満たしているかどうかの評価が必要となります。評価内容の各項目の頭に星がついているものは、市の条例で定めている項目となりまして、それ以外の項目については、市独自の評価項目となっております。委員の皆様方には、この資料 2 と資料 2-2 もあるんですけどもそちらもご覧いただきまして、表現の仕方とか追加等入れた方がよい項目などについてご意見をいただければと思います。

続きまして資料の 8 ページをお願いいたします。

10 失格事項についてですが、以下のいずれかに該当する場合には、その提案を失格といたします。(1)提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの、(2)プレゼンテーションに出席しなかったもの、(3)虚偽の申請を行って指定予定事業所の資格を得た者などは失格となります。

11 留意事項についてですが、土地建物につきましては、事業実施に支障がないか等を事前に関係機関と調整を図っていただきます。(2)関係法令の遵守について、介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及びその他の関係法令を遵守していることが前提となりますので、法令等の規制がある場合には、関係機関と十分協議を行っていただきます。

(3)地域住民等への説明については、事業運営のためには地域住

民の方との連携が必要ですので、建物を新築増改築する場合には、工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしていただきます。

次に 12 禁止事項と欠格事項につきましてですが、(1)応募書類の提出期限後については、以下に該当する場合、審査を行うことなく不適といたします。

続きまして、次に 10 ページをご覧ください。

(2)選定された後に、以下に同じように該当する場合には、審査結果に関わらず、不適といたします。

最後に 11 ページをお願いいたします。

14 施設整備の補助金についてですが、今回事業所整備に対する補助金につきましては、埼玉県の地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用することが可能となっています。

しかしこの補助金は、県におきまして交付金申請が審査されることとなることから採択されなければ、事業者への補助金はありません。そのためその場合でも事業実施が可能である場合について公募に応募していただくこととなります。

(2)補助金の活用を希望する事業者は、令和 7 年度中に整備することとなりまして、県の決定前に整備事業に着手することは基本的にできないこととなっています。交付決定前に着手した場合には、交付の対象外となってしまいます。また、工事業者の選定や物品の購入等の際の業者決定にあたっては原則として一般競争入札等が必要とされているために、入札前に行う工事等の手続きや期間を考慮していただく必要があります。

(3)令和 7 年度中に整備を完了する必要があることから、工期スケジュールが非常にタイトになることが予想されます。そのためこの補助金を活用する場合には十分に対応できるような計画が必要となります。

(4)補助金を活用した場合には、当該補助金により造成された財

議 長	産については、処分制限がかかってしまいます。制限期間中は原則として売却や譲渡等を行うことができません。 以上で簡単ではありますが、令和 6 年度の地域密着型サービス事業者公募要項の説明とさせていただきます。
委 員	ただいまの事務局の説明に対して何かご意見がございますでしょうか。 介護事業に携わる人材の確保ということで、給与面についてですが、高い方が勤める方には有利ですので、公募で事業者が申し込んできたときに、うちはこのぐらいの給与を出す予定でやりますとか、いやその給与は出せないなどそういう基準にしてもいいのではないかと思います。
事 務 局	介護現場の方もいらっしゃいますので、ご存知だと思いますがまず報酬については、このたびの報酬改定で一部上がったものも下がったものもあります。確かに基本的な給与という部分もあるかと思いますが、介護業界というのは、離職率が結構高いところもあります。つまり、給与面だけではなくて、環境面とか、そういうものもあるかと思います。ですのでただ単純に給与面だけではなくて、働く方の、働きやすい職場作りの環境とか、そういうものも含めて、どのような形で介護人材を確保していくか、あるいは離職防止に繋げるかという視点を持っているかということも含めて、評価できるようなものがよろしいかなと思います。
議 長	他に、ご意見ありますでしょうか。 それでは最後に、議事の 3 番目「その他」として「今後の委員会の開催について」事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	本委員会の今後の開催予定についてですが、10 月に地域密着型サービス事業者のプロポーザル選考を予定しておりますので、その選考結果の報告のために、10 月中旬ごろに 2 回目の委員会の開催を予定しています。

議 長
事 務 局

本日の議題全て終了いたしましたので、これをもちまして、議長
の職を解かさせていただきます。
閉会